

昭和戦前期にみる児童施設の地域貢献

— 1933年三陸大津波被災地臨時託児所の実践から —

田 澤 薫*

Ad hoc day nurseries at Sanriku tsunami disaster in 1933
— a historical review based on oral interviews with a former nursery staff and
investigation of the archives of the Sendai Christian Orphanage —

Kaoru Tazawa

1933年に宮城県三陸海岸沿いで発生した海嘯の被災地に、宮城県からの委託をうけて、仙台基督教教育児院がいち早く臨時託児所を開設した。その活動は災害復興に寄与したところが大きいと高く評価されているが、その詳細については未詳な部分が多い。本論文では、仙台基督教教育児院日誌等の第一次資料を駆使し、本事業に参加した育児院の旧職員に聞き取り調査を行うことで、被災地臨時託児所の事業を具体的な運営方法や保育の内容・保姆の勤務の状況を明らかにした。併せて臨時託児所が開設されていたおよそ3ヶ月間の育児院自体の運営にも目をむけ、措置制度以前の当時の児童保護の状況に照らしながら検討した。これらの論考を通して、臨時託児所の事業を戦前期の児童保護事業の枠組みのなかで意義づけ、今日の児童福祉制度の枠をこえる施設の地域貢献事例としての要素を考察した。

キーワード 社会事業史、児童福祉、児童養護施設、託児所、仙台基督教教育児院

はじめに

日本の児童福祉で、施設への入退所を行政の判断に委ねるかわりに施設運営の経常費用の一切を公費で賄うようになったのは、1947年制定の児童福祉法で措置制度が確立して以降のことである。それ以前の児童施設では、日々の生活は、施設運営者の私的財産や同情者からの寄付、施設の自助努力の結果の事業収入で営まれていた。大正年間からはそこに行政や各種助成機関からの補助金に加わったが、これらは多くの場合、毎年受給できる継続性が保証されたものではない。加えて、1932年からはようやく待望の救護法が施行されて、救護施設の認定をうけた施設であれば救護法の枠によって入所した者の分の院内救護費用が支給されたが、それは施設運営費用の一部にすぎなかった。

こうした戦前期の児童福祉の運営費をめぐる状況は、制度確立前夜で不十分であったと総括する理解が一般的である。しかしながら、措置制度の枠組みがなかったからこそ、その場のニーズに応じていく臨機応変な実践が可能になった面も否定できない。既存の施設を軸とした大きな自然災害への対応などが、その典型例として挙げられる。措置された入所者のための運営費用で雇用している職員を、一定の期間、施設外の被災者のために転用する自由は、今日の

* 女子短期大学部 保育科

措置制度にはない。

本論文で着目したいのは、1933年に宮城県三陸海岸沿いで発生した大津波の被災地での臨時託児所である。1933年3月3日未明の地震が引き起こした大津波は、死傷者160余名、行方不明者220余名、家屋の倒潰約300戸、流失物470余、船舟の覆没流失1140隻に達する大災害となった⁽¹⁾。宮城県では直ちに県庁内に臨時災害善後委員会を組織して対応に臨み、復興策の一つとして翌4月の初めには、被災地のなかでも被害甚だしい地域5箇所⁽²⁾に臨時託児所を開設した。このとき、このうち3箇所の臨時託児所を担ったのは、宮城県仙台市にある仙台基督教教育児院（以下、育児院）から派遣された保姆たちであった。

臨時託児所の詳細は、宮城県の災害対策史のなかでも育児院の施設史においても十分に明らかにされていない部分である。しかしながら、第2次大戦以前の宮城県の社会事業が、課題に対処する施設の新設よりも既存の社会資源を生かした事業を展開することに特徴付けられる⁽²⁾ことと考え合わせると、宮城県における社会事業の典型例のひとつとして是非とも跡付けておく必要がある。臨時託児所の開設当時、該当地域には2年前の田植えの時期からはじまった春季農繁期託児所が1箇所あっただけ⁽³⁾、事実上、臨時託児所がこの地域で行われた集団保育のはじめだった。その意味でも、臨時託児所の内容を明らかにしておくことが望まれる。

そこで本論文では、臨時託児所は、誰が発案しどういった経緯で開設されたのか。臨時託児所の事業の実際はどのようなものであったのかについて整理する。あわせて、臨時託児所の開設が、事業に関わった育児院に与えた影響と、そしてそのことを社会がどう受け止めたかについても検討の目を向けることにする。臨時託児所の事業を明晰化する作業を通して、戦前期の措置制度以前にみられた施設による地域への児童福祉の提供について論考したい。

1 研究方法

仙台基督教教育児院による被災地臨時託児所の概要を跡付けたものには、『宮城県史第六巻 厚生』（宮城県）、『仙台基督教教育児院八十八年史』（仙台基督教教育児院八十八年史編纂委員会、以下『八十八年史』）などがあり、本論においても、基礎文献としてこれらによるところは大きい。

被災地臨時託児所の具体的な事柄に触れたのは、筆者が、仙台基督教教育児院旧職員である山田省子氏（1912 - 2007）⁽⁴⁾に聞き取り調査を行った際である。山田氏は1933年に育児院に奉職後まもなく三陸大津波を招いた地震を体験し、被災地臨時託児所に派遣された保姆の一人となった。戦中の10年間を除いて育児院でその後の人生をまっとうされた山田氏は、育児院での働きの記憶が鮮明で、山田氏からの聞き取りで得られる育児院での日常の様子と、豊かに残されている育児院の施設資料とを照会しながら、育児院の実践を紐解いていくのがこの研究での筆者の研究方法となっている。

利用した育児院資料は、育児院の協力を得て筆者が整理・目録化を行い、育児院資料室に所蔵されているものである。育児院日誌は、その所蔵資料の中から東北社会福祉史研究連絡会による筆耕処理を経て冊子化されたものを使用した。引用に際しては文末に（育児院日誌）と記した。

聞き取り調査の実施ならびに聞き取りで得た知見の扱いほか、研究の方法については、日本社会福祉学会研究倫理指針に従っている。聞き取り対象者は帰天されたが、本件に関する聞き取りは2002年8月26日、2003年6月9日に行っており、聞き取り記録は2004年3月に冊子

化⁽⁵⁾する際に対象者本人の了解と査読を経ている。本研究での聞き取り記録の利用は、その冊子の範囲を超えない。聞き取りで得た施設利用者の氏名は、プライバシー保護のため、聞き取り記録編集の段階で全て仮名とした⁽⁶⁾。

2 研究フィールドとしての仙台基督教育児院

仙台基督教育児院は、東北地方を襲った大凶作とそれに続く厳寒が招いた飢饉からの被災者救済のために、メソジスト派の宣教師ミス・フェルプスらが始めたことに端を発する。

山田氏が育児院に奉職した1933年は、院長が前年に牧師である大坂鷹司に代わったばかりであった。先代院長の北野高弥は、育児院創設当初からの功労がある牧師であったが、日本人としては初めての院長であった。そのため、従来の日宣教師によっていた時代に比べると目立って海外ミッションからの運営資金の援助が減り、育児院は新たな運営基盤を得ることを課題として突きつけられることになった。北野は財政建て直しに奮闘し、加えて児童処遇の改善でも目覚ましい成果を上げたが、不如意も重なり10年の後に思いが果せぬままに仙台を離れる。それからひと月半にわたる院長不在の危機的時期があり、見るに見かねて就任したのが大坂だったのである。

そのため、本論が扱う時期、育児院の運営は決して順風万帆ではない。むしろ、財政基盤、職員人事、児童処遇のどれをとっても重大な課題が山積している状態での大坂院長の出発であった。それから10ヶ月がたち、山田氏（以下、敬称略）が保母として入職し、まもなく地震が起こるのである。

3 三陸沖大津波被災地臨時託児所開設の経緯

①三陸大津波の発生

1933年3月3日未明、仙台でも激しい揺れが体感される地震があった。宮城県の金華山東南東沖合海底で3月3日午前2時31分過ぎに起こった、最大震動23耗、総震動時間2時間に及ぶ大地震であった。地震を受けて、三陸一帯の沿岸に海嘯が起こった。被害の甚大さにおいて「関東大震災を偲ばしむる程」⁽⁷⁾であったと評される罹災の実際は、先に紹介したとおりである。ことさらに被害が大きかった村の一つとして宮城県牡鹿郡大原村の名が挙がっている。

宮城県公報は翌3月4日の号外で地震について告諭し、翌日に下賜された罹災者の救済のための8千円は3月20日までには各村を通して罹災者に交付され、復興への足がかりとされた。4月21日には復旧工事の費用の半額を補助する「震嘯災害耕地復旧工事補助規定」を発表した⁽⁸⁾。県は、震嘯災害善後策の予算として277万円を計上した⁽⁹⁾。

②育児院長の動き

育児院院長の大坂鷹司は、岩手県の釜石の出身で幼いころに津波で身内を亡くした経験をもつ。津波被害の悲惨さを身をもって知る大坂は、3月3日の午後1時の列車に乗って災害視察のために釜石に向かった。3月7日の夜に帰院した大坂は、3月10日には「罹災地各町村長あて御見舞い並びに罹災児童紹介を依頼」（育児院日誌）し、家庭的な事情のある子どもを家庭に代わって世話するという育児院本来の業務を通しての災害地支援に早速取りかかっていた

る。さらに大坂は、3月16日に大雪をおして上京する。日誌には、「救護施設補助申請の為内務省へ直接運動の必要起り午後10時列車にて上京す」（育児院日誌）とある。

「直接運動の必要」が生じたということは、これまでに本件についてすでに何らかの動きをなしていたことの傍証となる。3月13日にもたれた育児院の臨時総会も、これからの事情内容に関して、運営関係者の合意を得ようとしたのではないかと推察される。大坂は3月19日の朝に東京から帰院した。宮城県庁との協議の末、県から委託を受ける形で山田ら数人の育児院保姆を伴って津波の爪あと生々しい三陸に現地入りすることになった。

③臨時託児所開設まで

託児所開設の経緯を、「仙台基督教育児院事業状況報告」と育児院日誌は次のように説明する。すなわち、大坂鷹司院長が宮城県社会事業協会に進言し、「県社会事業協会主催育児院後援」という形態をとって⁽¹⁰⁾ 託児所を5箇所設置することになった。育児院ではそのうち3箇所の託児所に二人ずつ計6人の保姆を提供した。保姆の旅費と滞在費は育児院が負担した。

大坂院長とともに現地入りした6人の保姆は次の各名である。最初の一組が入職間もない⁽¹¹⁾ 育児院保姆の渡邊亮子（20歳）と育児院で育ち成長後には保姆手伝いの経験のあるH.K.（23歳）、二組目が育児院保姆の奥寺とよとやはり育児院で育ち高等学校卒業後に保姆手伝いをしていたI.H.（17歳）、三組目が院長の親戚筋で保姆としての指導経験もある坂本藤枝と育児院に就職したての山田省子（20歳）であった。なお育児院日誌によると、坂本は1933年3月末で退職する予定で、3月20日に院長宅で送別会が開かれている。3月29日には、引越しの手伝いか、兄が育児院を訪れている。しかし、坂本は4月3日に臨時託児所に向けて出発した。

表 1：三陸大津波被災地臨時託児所の概要と担当保姆の動向

託児所名（地区）	育児院受託			十五浜村臨時託児所	唐桑村臨時託児所
	大原村第一臨時託児所（谷川）	大原村第二臨時託児所（鮫浦）	女川町臨時託児所（石浜）		
開 所 年 月 日	1933.4.3	1933.4.3	1933.4.21	1933.5.20	1933.6.20
閉 所 年 月 日	1933.7.3	1933.7.3	1933.7.30	1933.9.20	1933.9.17
受 託 日 数（日）	88	86	83	110	83
受託 児童延 （人）	男	1039	660	791	791
	女	573	469	1173	1173
	計	1613	1129	1964	7992
育児院日誌にみる 担 当 保 母 と 着 任 月 日	4.3 坂本藤枝 奥寺とよ 4.21 渡辺亮子 H.K.	4.3 渡辺亮子 山田省子 4.21 奥寺とよ I.H. 5.1 山田省子 （奥寺とよ）	4.21 坂本藤枝 山田省子 5.1 横坂さよ I.H.		

（宮城県『宮城県史6（厚生）』宮城県史刊行会、1960年、39頁所収の表をもとに育児院日誌から得られた保姆に関する情報を加味して田澤が作成した。なお、大原村第一臨時託児所の受託児童数は計算が合わないが資料のままである。）

4 被災地臨時託児所の日常

①臨時託児所の設置

山田は、乳児のオムツ洗いの手伝いのつもりで育児院に入った途端、保育の知識や技能の研

修もないまま、^{やがわ}谷川・鮫浦・女川に設けられることになった臨時託児所の保姆として派遣されることになった。

4月3日、午前6時発の宮城電鉄で最初に出発した保姆たちは、牡鹿郡大原村の尋常小学校と洞福寺で開設される託児所要員の4名であった。奥寺とよ、入職後まもない渡辺亮子と山田省子のほか、退職するはずであった坂本藤枝がそのメンバーである。

山田たち保姆4名は大坂院長に伴われて現地に出発した。仙台から石巻に列車で行き、そこから船で大原浜に渡った。船はポンプを積んでいない手漕ぎの船で、進みがわるくなったときには、漁師の経験のある大坂院長も一緒に漕いだという。船は、役場のある大原で保姆らを降ろすと、次に谷川へ荷物を積んでいった。大原で下船した一行は、山が海岸線まで迫っている4キロの道のりを山越えをして谷川入りした。宿泊地には谷川の洞福寺本堂が当てられた。付近は、もともといわゆる「何もないところ」であったが、津波の被害を受け家がすべて流されてしまったので、文字どおり何もなかった。保姆の布団などは地元の漁師の青年たちが背負って運んでくれた。

当初、保育は谷川と鮫浦で行った。2名が谷川で保育し、山田は、保姆の経験はあるが育児院に就職したのは山田よりさらに後であった渡辺⁽¹²⁾と組んで、毎朝、鮫浦まで通った。初対面の子どもや保護者を覚え、親しくなるのに一生懸命で、各託児所を担当する保育者は固定していた。谷川では宿泊場所の寺がそのまま保育の場になったが、鮫浦では漁師の網の置き場を利用した。

②臨時託児所の保育

託児所での保育は、朝、子どもたちが家の人に連れられて弁当をもってくるのを受け入れることから始まった。日中の活動は、予め設定しておくよりも、子どもの状態や天候によって保姆が提案しながら行った。賛美歌や聖書の話など、キリスト教につながる内容を提供することはなかった。むしろ、歌でもゲームでも、集った子どもたちに知っているものを尋ねて、それをもとにすることが多かった。日々の保育は、子どもたちにとって新しいことを覚える場ではなく、それまでの生活の継続であるよう配慮されていた。

育児院には、保育中の貴重な写真が残されている⁽¹³⁾。子どもたちが保姆のリードで遊戯をしているように見えるが、山田によれば、みんなのよく知っている歌ということで「夕焼け小焼け」を歌い、ただ歌っているだけではつまらないのでその場で思いつくまに振りをつけている場面であるという。

鮫浦臨時託児所では託児につかわれた網場が山の上に建っていたので、外遊びの時には、子どもたちの手を引いて海岸まで降りてきて海のそばで遊ばせた。大人にとっては津波の記憶生々しいころから、子どもたちは臆せず海に戻っていった。子どもたちが海に潜って捕ってきたホヤを浜辺で剥いて、おやつ代わりにみんなで食べたりすることもあった。札幌出身の山田はホヤを見るのは初めてで、気持ち悪くてとても食べられないと思ったが、子どもが自分のた



臨時託児所（谷川洞福寺）前でお遊戯をするひととき（昭和8年頃）

（仙台基督教育院編『落ち穂ひろいー「丘の家」からー大坂鷹司のメッセージ』仙台基督教育院、1992、24頁所収）

めにせっかく捕ってきたかと死ぬ思いで口にしているうちに、穫れたてのホヤを海水につけて食べるのは大変に美味しいと感じるようになったという。

③ 保姆の勤務状況

毎朝5時になると、寄磯から出てくるポンポン蒸気船からピーとラッパの合図が聞こえる。鮫浦までは、船で15分から20分の距離であった。帰途は船の定時便の時間が合わず、毎日歩いた。海が引き潮のときは磯伝いに歩いて、若布を採って晩の味噌汁に入れたりもした。

食料は、菰に包んだ野菜と米が仙台の育児院から送られてきた。魚の干物は現地で調達した。山田たちが鮫浦から帰ると、いつも谷川の担当者が既に夕食の支度をすませて待っており、山田たちは出してもらったものをありがたく頂いていたという。

夕食後は、大抵は翌日の保育の準備を終えると就寝したが、子どもの衣類を預かってきて継ぎを当ててやることもあったし、ゆっくり言葉を交わす機会を持たない子どもの家庭に宛てて手紙を書くこともあった。

しばらくすると⁽¹⁴⁾、山田は女川の奥の石浜に派遣されることになった。谷川から石浜へは船で渡った。山田の後任には、また育児院から見習い保姆が鮫浦に派遣された。

④ 保育の基礎

山田にとって、最初の本格的な保育の仕事の場は、これら臨時託児所である。山田は高等女学校で普通教育を了えているが保育の専門教育を受けたことはない。山田への聞き取りからは、繰り返し「オムツでも洗えると思って」と育児院就職の動機が語られた。育児院への奉職に際して、山田が集団保育ではなく養護児童の生活支援をイメージしていたことは明らかである。託児所では、まず同行の渡辺に保育の基本を教わり、見よう見まねで保育にあたった。子どもたちの集団指導の実際は、教会活動で幼少クラスの指導経験のある母親の姿を念頭においていたという。山田自身が、幼児期に毎週、教会学校の幼稚部に通っていた経験も、集団の幼児を楽しく遊ばせるイメージをもつのに好都合であったという。

5 育児院の臨時託児所運営

① 保姆の確保

臨時託児所の事業は、育児院にとっては本務の範囲外である。1933年当時の育児院は、前年によく施行の運びとなった救護法が定めるところの救護施設として位置づいていた。無論、育児院に入所している全ての児童が対象となったわけではなく、対象児童は一定割合にすぎなかったが⁽¹⁵⁾、一部であっても育児院は救護法が対象とする「貧困の為生活スルコト能ハザル」「十三歳以下ノ幼者」(同法第1条)を救護する「救護施設」(同法第6条)であった⁽¹⁶⁾。言葉をかえれば、救護児童の院内救護を国に代わって担う施設として存在している育児院にとって、入所児童の救護において、それ以外の児童の託児を行うことは本来の業務から外れる事業である。当時の育児院は、たまたま入所児童数が少なかったとか、職員数にゆとりがあったといった事情を有していたのだろうか。

実は、被災地臨時託児所を開設していた1933年4月から3ヶ月間以上、育児院では、専らに保育に携わる保姆は心もとない状態であった。つまり、当時の育児院で保姆の数に余裕があ

るから、三陸に保姆を送ろうとしたのではない。派遣の可能性のある保姆はともかくも全員を臨時託児所へ送ってしまったのが、いわば大坂院長の英断であった。育児院の運営の見通しがまったく持てないまま、ともかくも止むに止まれぬ思いで、大坂院長は臨時託児所の事業に乗り出したとみられる。

当時、保姆の離職は少なくなく、育児院で勤務する保姆の恒常的な確保さえ困難な課題であったことは、日誌で保姆の動向をたどっていくと浮かび上がってくる。その事情に加えて、臨時託児所の保姆の必要である。3月末で退職予定の坂本藤枝を引きとめ、臨時託児所へ派遣したのも人員不足が深刻であったことの裏づけになる⁽¹⁷⁾。津波の被害があった後の3月20日に一旦は坂本の送別式を開いている事情を勘案すれば、臨時託児所開設が本決まりになったのは、それより後だと考えられる。育児院で育ったH.K.は、育児院で保姆として勤めた後、1932年6月より奉公に出ていたが、臨時託児所に参加している。詳細は不明であるが、おそらくは育児院からの働きかけで託児所開設要員として呼び戻されたとみられる。

臨時託児所開設は、大坂院長にとっては院長に就任してからまだ1年に満たない時期であることは先に述べたとおりである。大坂院長が着任したとき、育児院に奉職していた保姆は、保育補助のH.K.とI.H.を含めて8人と見られる。それが新たに採用した2名を加えて、臨時託児所に6人を送ったときには、育児院に残った保姆は4名であった。この期間、育児院で生活していた子どもたちは100名を超え⁽¹⁸⁾、大坂院長の妻で院母の大坂とよを員数に入れても保姆職は絶対的に不足であった。そこで、自ずと臨時託児所開設と同時に、育児院本体を維持するための人材確保が必要となった。日誌によれば、臨時託児所にむけて4人の保姆が出發した直後の4月5日に、聖公会が経営する青葉女学院（仙台市）で教員をしていた門崎まさえが入職している。山田によれば、門崎は学生を引率して育児院の見学に来ていたというから、育児院の側から何らかの働きかけがあった可能性も否定できない。それでも保育者の人数は足りな

表2：1932年5月から1933年5月の育児院における院長・院母と保姆の動向

氏名	年月	1932.5	6	7	8	9	10	11	12	33.1	2	3	4	5	備 考
大坂鷹司		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	院長 1932.5.20 より
大坂トヨ		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	院母 1932.5.20 より
小山トラ		○	▲												1932.6.26 退職
H.K.		○	← 奉 公 →											◎◎ 元院児	
内海桜子		○	○	○	○	?	?	?	?	?	?	?	?	?	臨時保姆
徳江まさ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
菅井千代子		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	乳児係主任、1933.5.2 退職
I.H.		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	元院児
鎌田たみ		○	○	○	○	○	?	?	?	?	?	?	?	?	
内海うめよ		○	○	○	○	○	○	○	○	▲					1933.1.15 病気退職
坂本藤枝		?	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	△	1933.3 退職予定 33.4 退職
千葉テツ		?	?	○	○	?	○	○	○	○	○	▲			1933.3.21 退職
岡本とも子		?	?	?	?	?	○	○	○	○	○	○	○	○	
鈴木さちよ		?	?	?	?	?	?	?	?	○	○	○	○	○	
山田省子													△	◎	
渡邊亮子													△	◎	
奥寺とよ													△	◎	
門崎まさえ													△	○	
横坂きよこ														◎	1933.5 ~ 臨時託児所
渡邊よし														△	

(育児院日誌をもとに田澤が作成した：△入職、○在職、▲退職、◎臨時託児所勤務、?確認できず)

かった。この時期、養育の質を維持することは容易ではなかったろう。5月2日に生後30日の乳児の収容を仙台市から依頼されたときには、保姆の人手不足を理由に即答をさげ、翌々日にその件で市に出向いた記録があるが、結局この乳児が育児院に入所した記録はない⁽¹⁹⁾。乳児室を備えたばかりの育児院としては、入所を断ることは本意でなかったはずだが、それだけ職員体制が切迫していたためとみられる。

臨時託児所のための人材確保が、相当の無理をおしての判断であったことは、H.K.の異動の様子からも読み取れる。大原村の託児所が閉鎖されて、勤務していた渡辺、山田、H.K.の三名が7月7日に育児院に戻った旨が、この日の日誌に記されている。そのわずか二日後の7月9日、H.K.は仙台市の繁華街である国分町の時計店へ「女中」として赴いた⁽²⁰⁾。大原村から帰院する直前の7月5日にたまたま同店から「女中」の依頼があり、適当な人材として、H.K.が「院外委託」と呼ばれるいわゆる奉公に出されることになった。臨時託児所の閉鎖にあたり、急に余剰の職員を抱えることになった育児院には、H.K.を保姆職として置く余裕はなかったということだろう。

被災地から最初に戻った3人の保姆たちのためには、まず育児院の事務室で歓迎茶話会が開かれた。その後、大坂院長が付添って県庁へ挨拶に行った⁽²¹⁾。さらに、女川の託児所も閉鎖され、女川からも二人の保姆が引き上げてくると、全員がそろった7月31日の夜、院長宅にて歓迎会が持たれた。改めてメンバーを眺めてみると、育児院で育った二名のほかは、渡辺亮子、山田省子、横坂小夜子のいずれも臨時託児所開設の前後に入職し慌しく現地に向かった保姆ばかりである。育児院としては、まさにこのときが「新入職員の歓迎会」であった。臨時託児所は、結果的に、院長が代わりして人材不足が続き元院児を見習いの職員として使うことが重なっていた育児院に、継続的に奉職できる人材を与えたとみることもできる。

②運営費用

『八十八年史』によれば、県社会事業協会は託児所1箇所について設備費50円、経常費月額50円を支出し、育児院は保姆の旅費62円27銭と給料85円、生活費127円14銭を負担した⁽²²⁾という。その記録とは別に、4月7日の育児院日誌には、罹災救助基金のなかから600円が育児院に補助として出金される旨の連絡が県知事からあったと記されている。罹災救助基金からの補助であるから、当然、臨時託児所経費への補助の名目であろう。そして単純な引き算のみの理解では、育児院は臨時託児所の事業で、赤字を出さなかったどころか大幅な黒字であったことが知れる。

③保育内容

大正デモクラシーを契機とする社会事業の成立の歴史を振り返ると、児童保護事業の一項目である「託児」は時代の花形であった。軍人遺家族を生んだ日清・日露の戦役を経て、かつ、就労すれども一家に一人の収入では生計が成り立たない都市細民層の発生をふまえ、女性の就労を否定しえなくなっていた当時の日本経済では、女性労働力を確保する必要から託児の整備は緊要の課題であった。加えて、そこに次世代教育を通しての啓蒙や教化の命題を盛り込んだのが、内務省の政策的意図であった。社会事業の担い手たる保育者が、託児の場で幼児に直にはたらきかけることで、間接的に家庭内への発言力を獲得しえたからこそ、託児は農村の母子をも巻き込みながら全国津々浦々に展開していった経緯がある。宮城県でも、1936年には『託

児所案内』という託児所運営のためのマニュアルが、県学務部社会課の編集で、宮城県社会事業協会の刊行により発行された。この手引きには、家庭教化の理念や親指導のノウハウについても詳述されている。『託児所案内』の刊行は臨時託児所の時期より遅れるが、共通する理念と方法論は、着任後1年間で社会事業の講習会等へ熱心に参加していた大坂院長には共有されていたと考えられる⁽²³⁾。

しかしながら被災地臨時託児所は、こうした家庭への啓蒙機能をそなえた幼児教育機関としての色彩はきわめて希薄である。それだけに事情が切羽詰っていたという見方はもちろんできる。加えて、日々家庭より委託されて子どもを保育する託児所より、はるかに長期にわたって子どもの生活を担ってきた育児院の保育実践を、そこに反映させた結果とみることも、あながち間違いではあるまい。

④社会的な評価

託児所事業を通して、育児院は社会的な評価を高めた。一例として、広く全国的に育児院の活動を知らしめたのは新聞報道であった。託児所開設から間もない4月8日、斎藤内務政務次官が大原託児所に来所し、感謝の辞を述べたという⁽²⁴⁾。その模様を伝える写真が4月13日付けの報知新聞に掲載され、続いて4月14日の報知新聞にも関連記事が掲載されたと日誌は記す。

新聞報道に先立つ4月6日、女川託児所の末永英郎所長が来院した記録も日誌に残されている。女川の常設託児所の所長の用件は、4月14日の育児院日誌に「社会事業協会佐沼氏より女川託児所開設の件につき電話あり」（育児院日誌）とあることから、女川にも被災地臨時託児所を開設する件の打診であったと合点がいく。結局、4月20日には、牡鹿郡女川町に県社会事業協会育児院後援の形態で臨時託児所を開設する運びとなり、午前6時の電鉄で院長・院母夫妻が、さらに二人の保母を伴って県職員と共に仙台を発った。大原村に2箇所臨時託児所を開設した育児院の実績に触れて、早速、女川から直談判に及んだ経緯は、すでに育児院が依頼すれば応えてくれるかもしれないという社会的な信頼と期待を寄せられる施設になっていたことを示す出来事といえる。

託児所は7月のはじめに2箇所が、遅れて開設された女川の託児所も7月末で閉所された。その都度、閉所式が開かれ、そのたび毎に大坂院長は前日から出張して臨席した。日誌の記載によれば、閉所式には、県からも社会主事の出席を得て挙行された。

そして保母が皆育児院に戻った8月1日、県社会課よりの電話を受けて院長が県庁に出向くと、赤木朝治宮城県知事より「震嘯災害地臨時託児所囑託として盡悴せられたり」という感謝状が贈られた。

おわりに

これまでの検討を通して、まず所期の目的であった被災地臨時託児所の内容は幾分明らかになった。ことに、育児院長からのきわめて積極的なはたらきかけを受けての宮城県と育児院の共同事業であった経緯が具体的に即して整理された。

自らの無理を省みない育児院の奮闘は、業務の開始直後に内務次官の来訪による褒賞に励まされ、業務終了直後の県知事からの感謝状で報われて終結を見た。育児院の奮闘を県の側から

見れば、県が委託した業務を育児院が全国レベルでの評価を得るほどに十全に果たしたということになる。地方都市のひとつの民間児童施設として委託された児童の養育にのみ向き合っていた育児院が、宮城県全域を視野に入れた災害救助機関としての可能性を示したことの地域に対する意味は大きい。そして、臨時託児所の経験を契機として、育児院は県からしばしは社会事業・児童保護事業に関する業務を委託されるようになり、従来以上に県とのパイプを太くし、県の代表的な施設としての保育領域での指導的機能を期待されるようになっていく。この点の詳細な検討については、次稿に譲りたい。

育児院の被災地臨時託児所だけで延べ4,700余名の利用があり、託児所の存在が被災地の復興に現実的な役割を果たしたことが改めて説明された。託児所の活動は、その時期に、その場で実行されたからこそ意味深い結果となったことは明らかである。さらに、託児所の運営に関しては、育児院院長の現場裁量による部分も少なくないことも知れた。しかしながら、育児院の託児所の実施は、今日の措置制度下での児童福祉施設の業務実践の方法に照らして考えると、いくつかの問題を含むこともまた明らかになった。すなわち、第1に本務である施設運営の人材の流用であり、第2に当該時期の育児院本院と被災地臨時託児所の運営費用の問題であり、第3に年長の院児を育児院の都合によって施設内就労させた件である。

まず施設の人材の流用であるが、本来育児院の児童のための人材として必要な員数内の保育者を一時的にであっても臨時託児所に振り分けることでこそ、この事業が実現したことは間違いない。当時の施設が、職員の必要数を児童人数あたりの「最低基準」⁽²⁵⁾の名目で定めそれに応じて人件費を算定している措置費による運営でないことから、育児院の手法はもちろん制度的な違反ではない。今後、当該期間の育児院でいかに平常の養護水準を維持したかについて具体的な検証が必要である。その上で、施設長の発案に職員一同と児童たちの合意が得られれば、非常時の一定期間の不都合が児童の福祉に反するか否か評価されるだろう。次に費用についてである。臨時託児所は、一見すると育児院の非常な持ち出し事業のようだが、先の費用の項であげたとおり結果的には罹災救助基金から多額の補助金が得られたので、大幅な黒字であったとみられる。いうまでもなく、事業の開始時においてこの補助金は予定されていたものではない。そのことを踏まえたうえで、被災地復興のための予算を余剰収入として施設予算に組み込むことを、どう評価すべきか考えたい。被災地復興のための基金は義捐金が原資で、もちろん潤沢にあるわけではない。そのため流用は批判されるべきである。しかし、これまで具体的に内容の詳細を捉えてみれば、育児院の臨時託児所は育児院本院の事業と切り離されて論じられる性質のものでないことは明白である。託児所への人材の転用と表裏一体で理解される必要があるだろう。最後に、H.K.とI.H.のように、成長した院児を、施設の側の事情によって施設内で就労させることのもつ問題性について、措置制度との関連で考えておきたい。措置制度下では、施設は措置権者から児童の養護を委託されているが、当時は、育児院は行政から打診のあった児童を自己の責任と判断で引き受け、その児童の成長は育児院が判断し、独立一すなわち退所一の時期もその方法も行政の指導をうけずに育児院が決定していた。臨時託児所開設にあたって保育者を急募していた事情は施設の都合であるが、そのことと、自立準備期を迎えた年長の児童を育児院の指導と支援の届くところで就労経験させたい養護計画上の事情が別にあって、条件が噛み合った場合、院児を利用することではなくH.K.とI.H.の事例のようなこともあり得るのではなかろうか。臨時託児所で就労していた期間の2名の勤務条件などの資料を発掘することで今後さらに検討していきたい。

本論文を通して、戦前期における「先駆的」と評価される児童保護実践が必ずしも今日の措置制度の論理とは馴染まないことが示された。1947年制定の児童福祉法がもたらした措置制度が、それ以前に実体として存在した児童保護事業にあたえた影響についての論考は今後の課題としたい。

註

- (1) 宮城県公報号外昭和8年3月4日
- (2) 田澤薫「宮城県における社会事業施設・団体の形成過程」：「地域における社会福祉形成史の総合的研究」平成15年度科学研究費、基盤研究（B）（一般）研究代表者：長谷川匡俊）報告書
- (3) 春季農繁期託児所である大原農繁託児所（牡鹿郡大原村）が1931年に開設されていた。
- (4) 山田省子氏：1912年北海道生まれ、藤女学校（札幌）卒業、1933年から1938年および1941年－1980年、仙台基督教育児院保姆、後に主任保姆、2007年逝去
- (5) 「元仙台基督教育児院保姆山田省子氏聞き取り記録 仙台基督教育児院実践史研究：2003年度聞き取り調査記録5」（科学研究費報告書）
- (6) 本論文での扱いに苦慮したのは、育児院で育ち成長後に育児院の職員として被災地臨時託児所の事業に参加した2名についてである。施設利用者としては仮名に付す必要があろうが、職員として自己決定後の活動を実名で記さないのは問題があろうと思われた。しかしながら、彼らの育児院での就労は、就職・除籍の時期の特定が難しく「院外委託」という院児の自立プログラムの一環である面も否定できない。そのため本例については、仮名とした。
- (7) 宮城県公報912号、昭和8年4月24日、21頁
- (8) 宮城県公報第911号、昭和8年4月21日
- (9) 宮城県公報第912号、昭和8年4月24日、22頁
- (10) 育児院日誌1933年4月3日
- (11) 1933年3月15日の育児院日誌に「保姆志望の人渡辺りよう子来院院内を参観せらる」とある
- (12) 仙台高等女学校卒業、宮城県より保姆免許状授与：「巡回保姆経歴」より、「昭和12年 保護賑恤救済」（宮城県公文書3－2010）所収
- (13) 仙台基督教育児院編『落ち穂ひろい「丘の家」から－大坂鷹司のメッセージ』仙台基督教育児院、1992年、24頁
- (14) 山田への聞き取りからは「ふた月ほど」という言説を得たが、資料によると1933年4月21日に3箇所目の託児所が新設されたのを機に人事異動があったとみられる。：「元仙台基督教育児院保姆山田省子氏聞き取り記録 仙台基督教育児院実践史研究：2003年度聞き取り調査記録5」（科学研究費報告書）
- (15) 寺脇隆夫「仙台基督教育児院児童の入所・収容事由／1925～44年度－20年間の入所児231人の「収容願」等に記された内容」『長野大学紀要』26－1、2004年、49－80頁
- (16) 救護法が定める救護施設の認定に当っては県知事から設備等についての認可を受けることになっている。認可申請書の記載事項は、1名称、種類および位置、2建物その他設備の規模、構造、3事業経営の方法および収支予算、4事業開始の予定日、5設備に要する経費となっており、職員に関する項目は定められていない。育児院から宮城県知事宛に1931年12月21日に提出された申請書類にも、職員人数に関する記載はみられない。このことは、措置制度以前の戦前の社会事業で、少なくとも公的には、養護の職員が養護環境として質量ともに問題にされなかったことを示す。
- (17) 育児院日誌によれば、1933年5月14日になって、坂本藤枝は仙台から東京行きの列車に乗って育児院を離れる。新しく横坂きよ子保姆が得られてようやく退職がかなったものとみられる。
- (18) 仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会『仙台基督教育児院八十八年史』1994年、227頁
- (19) 育児院日誌1933年5月2日、1933年5月4日
- (20) 育児院日誌
- (21) 育児院日誌
- (22) 仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会『仙台基督教育児院八十八年史』1994年、223頁
- (23) 1932年5月に教会牧師から育児院院長に転身した後、1933年3月の三陸大津波発生までの10ヶ月の間に大坂院長は、精力的に社会事業・児童保護について学んだ後がみられる。以下は育児院日誌に記録がある限りでの1932年の大坂院長の研究会・協議会への出席状況である。

1932年7月21・22日 全国救護事業協議会（内務省社会局にて、中央社会事業協会主催）

課題：救護法の救護に関する諸問題／児童保護問題（託児所など）等

1932年9月8日 救護法講習会（東北帝国大学にて、宮城県社会事業協会主催）

1932年9月11日 社会事業大会救護法講習会（詳細不明）

1932年11月29・30日 全国隣保事業並保育事業協議会（大手町中央会議所にて、中央社会事業協会主催）

課題：常設または臨時保育施設について、臨時託児所施設標準等

(24) 育児院日誌 1933年4月8日

(25) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）

本稿の研究は、平成17年度～平成19年度科学研究費若手(B)研究「第二次大戦以前の仙台基督教育児院史にみる施設養護と地域の関わり」の成果の一部である。

この研究は、個人のプライバシーに十分な配慮をしながら行った。公表するにあたっては施設利用者について個人が特定されないよう特段の注意を払った。

また、この研究では、仙台キリスト教育児院（仙台基督教育児院の後身）から資料閲覧等について多大な便宜をはかっていただいた。とりわけ、育児院から紹介いただいた旧職員 故 山田省子氏には、快く聞き取り調査にご協力いただき貴重な証言を得た。山田氏の協力なしには、この研究は成り立ち得なかった。ここに記して心よりの感謝を申し上げます。